

ざだんかい

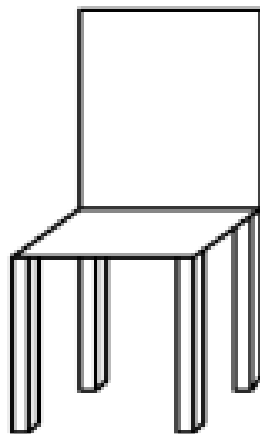
～わたしたちのふくし、これからのふくし～

Vol.9

平成 30 年 7 月 28 日(土)

15 : 30～19 : 00

@ 船橋市中央公民館



本日の問い

地域をつくること

自分をつくること

ゲスト

津嘉山 航 さん（株式会社ゆにばいしがき社長）

佐久間 水月さん（佐久間法律事務所 弁護士）

高木 憲司 さん（和洋女子大学 准教授）

渋沢 茂さん（千葉県社会福祉士会会長）

瀨本 典子（でい・さくさべ施設長）

鈴木 美由紀さん（野田芽吹学園施設長）

熊岡 耕一さん（社会福祉法人みずき福祉会理事）

司会 進行

橋本 諭（社会福祉法人彩会）

喜本 由美子（NPO法人ラフト）

本日のながれ

※時間はあくまで予定になります。変更もありますので、予めご了承ください。

- 15：30～ はじまり
ざだんかい恒例 橋本諭さんによる余興
- 15：40～ ≪ 津嘉山航さんのおはなし ≫
共に育む地域づくり ～強みを生かした良い会社作りを～
- 16：40～ 休憩（10分）
- 16：50～ ≪ ゲストでざだんかい ≫
- 17：40～ 休憩（10分）
- 17：50～ ≪ みんなでざだんかい ≫
- 18：40～ まとめ
- 19：00 おわり
※お手数ですが、各自椅子を片付けてからお帰り or 懇親会会場へ移動してください。
- 19：30～22：30 懇親会 会場：土風炉 船橋店 （船橋市本町 5-1）
-

ざだんかいとは。

○「ふくし」という共通項だけを持ち、地域も法人も年齢も経験も職種も超えて、
さまざまな立場のさまざまな人たちが集まる会のこと。

○教えたり教えられたりでもなくて、ひとつの答えを求めるわけでもなくて、
それぞれが誰のためでもなく自らのために過ごすことが目的の会のこと。

○自分たちにとって大切なことを“自分たちの言葉で”語り合い、
そして生まれていくものをまた大切にしていける会のこと。

○でも、堅苦しくなくて、ゆるやかに、じんわりとたのしく過ごす会のこと。

メインゲスト 津嘉山 航さん プロフィール&メッセージ

津嘉山 航 (つかやま わたる / 株式会社ゆにばいしがき 代表取締役)

昭和48年生まれ。

平成8年に(社福)東京都知的障害者育成会に入職、「葛飾区西水元福祉館」で就労支援と本人活動支援に携わる。平成 10 年に(社福)皆成会、「所沢市立キャンパス」で重度障害者の地域生活支援に携わる。同時期、全国障害者生活支援研究会(通称 サポート研)第二研究会(地域生活支援研究会)に所属し、研修の企画運営を学ぶ。

平成 12 年 11 月 1 日身体障害のある父親が脳出血で生死を彷徨っていたため、翌 13 年に U ターンすることを決意。同年 10 月沖縄県障害児等療育支援事業 八重山圏域専従コーディネーターとして配属される。平成 19 年から沖縄県障害者等相談支援体制整備事業 八重山圏域アドバイザーとなる。

石垣市障害者生活支援センターの開設、NPO 法人ちゅらネットの創立、障害者就業生活支援センターの開設など地域資源を創出し後任に託してきた。平成 21 年 11 月 11 日当法人を設立現在に至る。

沖縄県自立支援協議会委員、研修講師、八重山圏域自立支援連絡会議、石垣市・竹富町・与那国町自立支援協議会委員等、NPO 法人理事、沖縄県中小企業家同友会副代表理事を兼務している。

メッセージ

ざだんかいへお招きいただきありがとうございます。今回も人のつながり、ご縁によって導かれました。

私自身「感性」と「人の繋がり」で仕事をさせていただいています。

平成 13 年に U ターンして相談支援に携わって仕事をする上でのモットーがあります。

『①ワンストップで受けとめる!②フットワークを軽く、顔と顔との付き合いを!③つなぐ意識、つかう柔軟さ、つくる発想で!④広く知っていただく!みんなで一緒に考えていただく!総じて元気な八重山地域のスタイルは?人、島、地域力向上の仕掛け人であれ!』自分自身を鼓舞してきました。

人口 55,000 人の離島で、人づくり、地域づくりをテーマとし、人が生まれてその地域で必要とされていることを仕掛けてきた事についての一部をご紹介しますが、私の実践はごくごく当たり前のことで珍しいことではありません。「離島でできることは、どこでもできる」。地域の歴史的背景や文化活動、人間社会の特性を生かしてその「地域らしさ」すなわち「八重山らしさ」についての実践ができたかと心がけています。

人との出会い、繋がり、深い学びを通して全ての実践が生かされています。この場にいる私自身も生かされており、微力ですができることからやって見る、真似る、工夫する、創作することの連続性です。

今回のざだんかいで出会う皆さんとの出会いが、明日への活力となることを確信しています。楽しみにしています。よろしくお願ひします。

熊岡 耕一さんより

今回も、ざだんかいに呼んでいただきありがとうございます。

現在 知的障害者福祉は多くの問題を内包しています。その中で今、私を立ち止まらせていることの一つに、優生保護思想があります。

今年5月、東京地方裁判所に、仙台に続いて2件目となる、旧優生保護法(1948~96年)のもと、10代の時に不妊手術を強いられたとして国に損害賠償を求めて、東京都内の70代男性が訴えを起こしました。

私が就職して間もない40年以上前、障害のある女性の不妊手術の要請は、日常の話の中に話題としてありました。たまたま私のかかわった障害者のかたが実際に手術を受けたケースはありませんでした。そんな闇の部分を出し出させてくれたのが、今回の裁判でした。

優生保護法は、実体としてはなくなりましたが、相模原の事件にも表れてきたように、私たちの胸の中にある、内なる優生保護思想にどの様に向かい合っていくのか。今、そんなことを考えています。

2017年8月29日 中日新聞紙面から

相模原事件 尊厳砕く思想への怒り

相模原市の津久井やまゆり園で起きた障害者殺傷事件から一年あまりがたった。既に事件の風化が始まっているが、問題は何も解決していない。植松聖(さとし)被告の犯行動機についても、十分な説明がなされているとは言えない。

植松被告は犯行直後、ツイッターに「世界が平和になりますように。beautiful Japan！！！！！！」と書き残し、警察に出頭した。彼は凶行によって「世界平和」と「美しい日本」がもたらされると考えている。この恐ろしい発想は、どのような思考によって支えられているのか。一年たった今も変わっていないのか。

「獄中の植松聖被告から届いた手紙」(『創』9月号)には、植松被告が獄中で書いた手紙が全文掲載されている。ここにつづられているのは、障害者に対する根深い差別意識とゆがんだ優生思想である。

彼の価値観を構成しているのは、美しいものと美しくないものを区別する主観的な二元論である。彼は「美は善行を産みだす」とした上で、なぜか唐突に「初回の整形手術費の一部を国が負担」すべきであると提言する。そして、自分は「せめて少しでも奇麗な絵を描くことで私の考えをお伝えする助力になれば」として、自筆のイラストを添えている。植松被告は事件の約五カ月前に衆議院議長に宛てた手紙を書いているが、ここでも美容整形に言及し、「進化の先にある大きい瞳、小さい顔、宇宙人が代表するイメージ」を獲得したいと述べている。

彼にとって現代世界は醜悪な存在であり、美を獲得することによってこそ本当の世界への「進歩」が成し遂げられる。その第一歩の「革命」が、「不幸の元」と考えた障害者の殺害として捉えられている。この考えは、事件前から今日に至るまで一貫している。

彼は、障害者に対して「糞尿(ふんにょう)にまみれ屈辱的な生き恥を晒(さら)した存在と、差別的な言葉を投げつける。障害者を美しくないものと見なし、存在をおとしめる。そして、「自己認識ができる」「複合感情が理解できる」「他人と共有することができる」という三点が満たされることが人間の要件であるとし、障害者を尊厳ある存在と見なさない姿勢を表明する。さらに人間の幸福は「お金」と「時間」によって規定されるとした上で、「重度・重複障

害者を養うことは、莫大(ばくだい)なお金と時間が奪われ」と否定的な見解を示している。

植松被告は別のメディアの取材に対して、殺害を思い立ったきっかけを大統領就任前のトランプ氏の演説にあったとし、「真実を話していると強く思いました」と記したという。香山リカは「一年たっても何の答えも出ていない」(同)の中で、経済至上主義や成果主義の中、社会的弱者・少数者に厳しい視線を送り、自分が所属する集団の利益を優先する「〇〇ファースト」政策との連動を指摘する。そして、被告が社会の排外的な空気の中で「自分の考えは世間の支持を得られるのではないか、と感じていたとは考えられないでしょうか」と論じる。その通りだろう。

私たちは、事件後も考えを変えていない植松被告を前に、何を語るべきなのか。どのような思いをぶつけるべきなのか。

荒井裕樹は「『相模原障害者殺傷事件』への『怒り』は足りていたか」(「情報・知識 & オピニオンimidas」<http://imidas.jp/opinion/F-40-151-17-07-G688.html>)の中で、この事件に対する「怒り」の不足を指摘する。「社会全体に目を向けてみても、事件の規模と残忍さを思えば、もっと『怒り』が共有されてもよいはずなのに、この事件に向き合おうとする熱量は上がっていない」

荒井は障害者運動家の故横田弘に言及する。「日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会」に属した横田は、障害者差別に対して生涯にわたって激しく怒り続けた。横田の「怒り」には二つの特徴があったという。一つは共生のための怒り。皆の日常から、障害者を排除するなど訴えた。もう一つは「空気を読まなかったこと」。障害者は幼いころから「愛される障害者」であれと教えられ、世間に迷惑をかけないように生きることを強いられる。しかし、どんなに努力をしても、最終的にはつまはじきにされてしまう。横田は、社会に対して根源的に絶望することによって、「闘う障害者」になり、「怒り」をあらわにした。

「怒り」と「憎悪」は異なる、と荒井は言う。「憎悪」は相手を拒絶する感情だが、「怒り」は相手の存在を認め、つながることを意図している。

今の日本や世界には「憎悪」が拡大し、「怒り」が脇に追いやられている。私たちは、もっと怒らなければならない。植松被告が障害者に向けた「憎悪」に対して、共生のための「怒り」を示さなければならない。

人間の尊厳をかけて、私も植松被告に対する強い「怒り」を表明したい。(中島 岳=東京工業大教授)

2018年3月30日 東京新聞 朝刊から

「障害への差別 過去の話じゃない」旧優生保護法の影いまでも「出生前診断勧められ」

「声を上げたくても、上げられない人がたくさんいる」。旧優生保護法による強制不妊手術の被害者らが二十九日、国会内の超党派会合で訴えた。「当時は適法だった」として、国は一九九六年の法改定後も二十二年間、実態調査も謝罪もせずに放置。旧法の傷痕に向き合ってこなかった姿勢に、「障害への偏見、差別は過去の話じゃない」との空気を感じ取っている。

「周りに見て見ぬふりをされ、関わりたくないという蔑視の中で生きてきました」

知的障害があり、十五歳の時に手術を強いられた六十代女性の苦しみを、会合に出席した義理の姉が代弁した。今年一月、旧法を巡って国に謝罪と補償を求める全国初の訴訟を仙台地裁に起こした。

旧法による「不良な子孫の出生防止」を名目にした手術の痕は、今もおなかに残っている。「障害があっても、自分らしく生活できる社会であってほしい。なぜ手術が強制されたかを問うことは、障害者の将来、未来につながるのだと思う」と語りかけた。

こうした障害のある女性の生きにくさに関して、「DPI女性障害者ネットワーク」(千代田区)が二〇一一年に実施した調査は、今も残る旧法の「影」を浮き彫りにしている。

「障害児を産むのではないか?という理由で、墮胎を勧められた」「障害児を産まないように出生前診断を勧められるのは、障害者である自分の存在も否定されたような気がする」

調査メンバーの米津知子さん(69)も、この日の会合に参加。「障害のある人が子どもを産むのはあり得ないと考えている人が、まだたくさんいると思う。(旧法の)何が問題だったかを国が明らかにし、謝罪をして初めて、変わっていくのではないか」と指摘する。

旧優生保護法弁護団長の新里(にいさと)宏二弁護士は「声を上げられず、手術の記録もない人は多い。今も孤立させられている被害だ」と強調。三十日には、旧法に関する被害相談を東京、神奈川、千葉など全国十七カ所で実施する。(石川修巳)

【旧優生保護法とは・・・】

1948～96年、「不良な子孫の出生を防止する」目的で、遺伝性の病気や知的障害、精神疾患のある人の不妊手術や人工中絶を認めた。本人の同意が不要な、いわゆる強制手術は4条(遺伝性の病気や障害のある人)と、12条(遺伝性でない障害のある人。保護者の同意が必要)で定めた。医師が都道府県の審査会に申請し、医師や検察官、裁判官らが任命された審査会が手術の適否を決める。母体保護法に改正されるまで、旧厚生省の資料では、全国で少なくとも1万6475人が手術を強制された。国に個人が特定できる資料はない。

次回のざだんかいは、

ざだんかい vol.10

平成31年1月13日(日) 15:30～ です。